

国際海上コンテナの陸上運送の 安全確保に係る調査結果

第12回 国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議



○概要

主に「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の周知状況や安全対策取組状況について、令和3年11月～12月に調査を実施

○回答者数

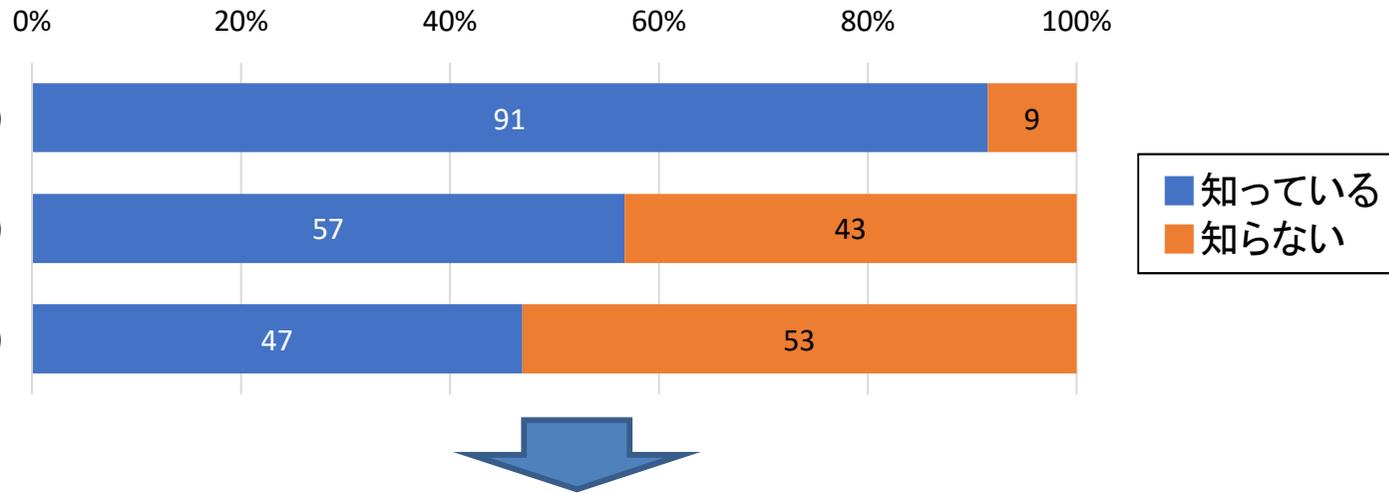
荷主：310者、運送事業者：129者、運転者：372者

○調査内容

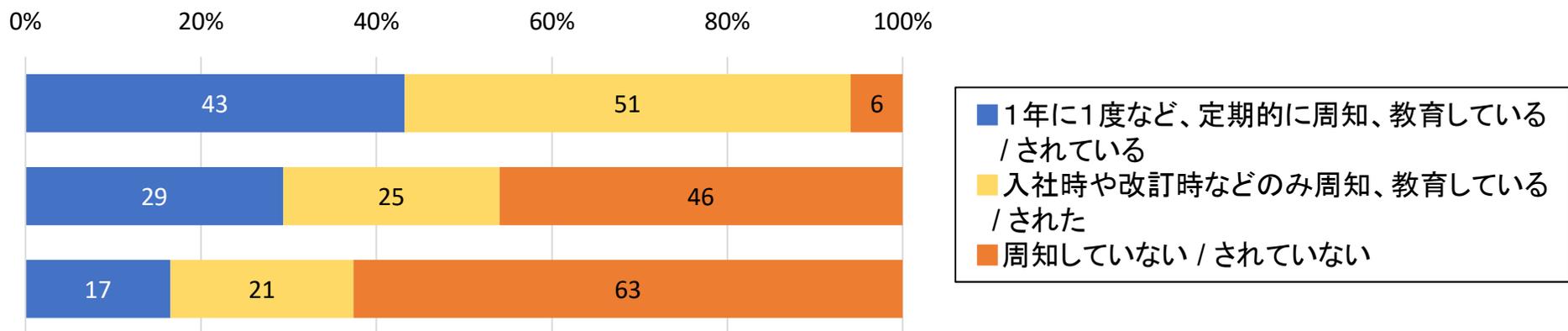
- ・「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の周知状況
- ・コンテナ情報の伝達等、安全対策の取組状況等

ガイドライン、マニュアルの周知状況

■ 国土交通省で策定している、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」（以下「ガイドライン等」）を知っていますか。

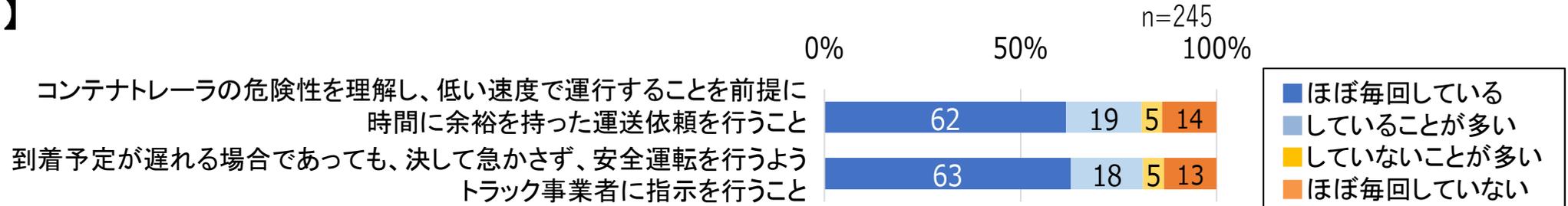


■ (ガイドライン等を知っている回答者に対し) ガイドライン等を従業員に周知していますか。

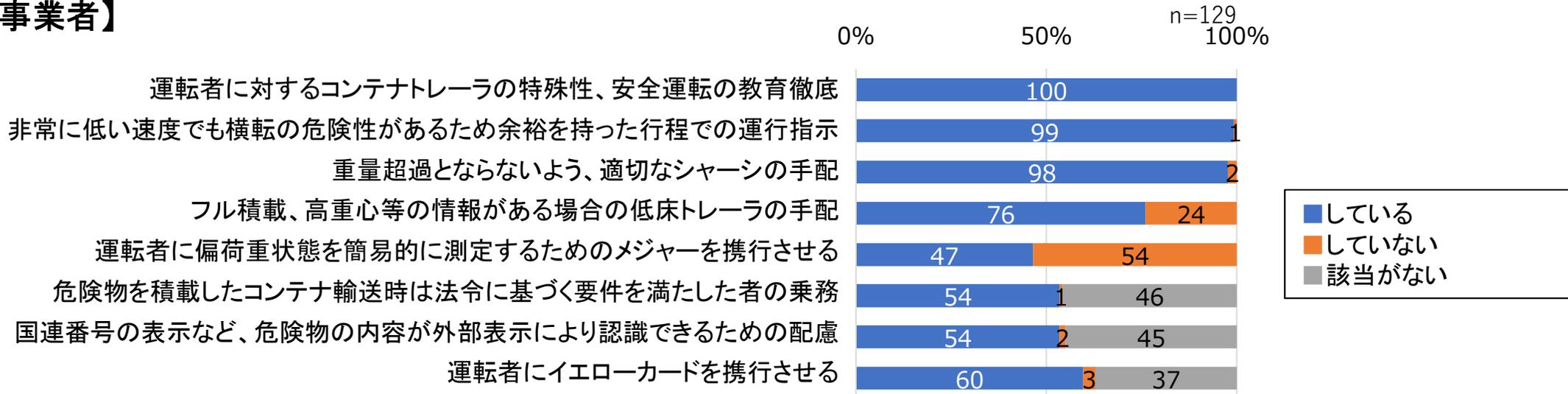


コンテナトレーラの安全運転についての取組状況

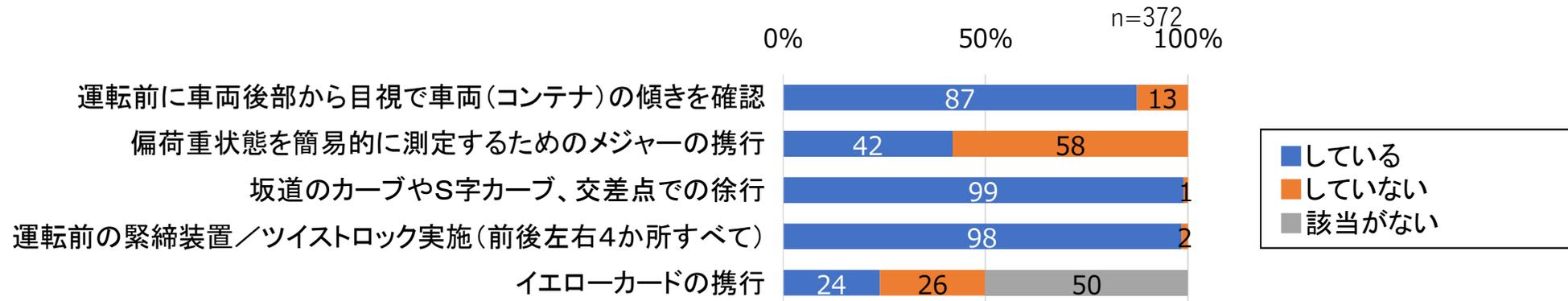
【荷主】



【事業者】



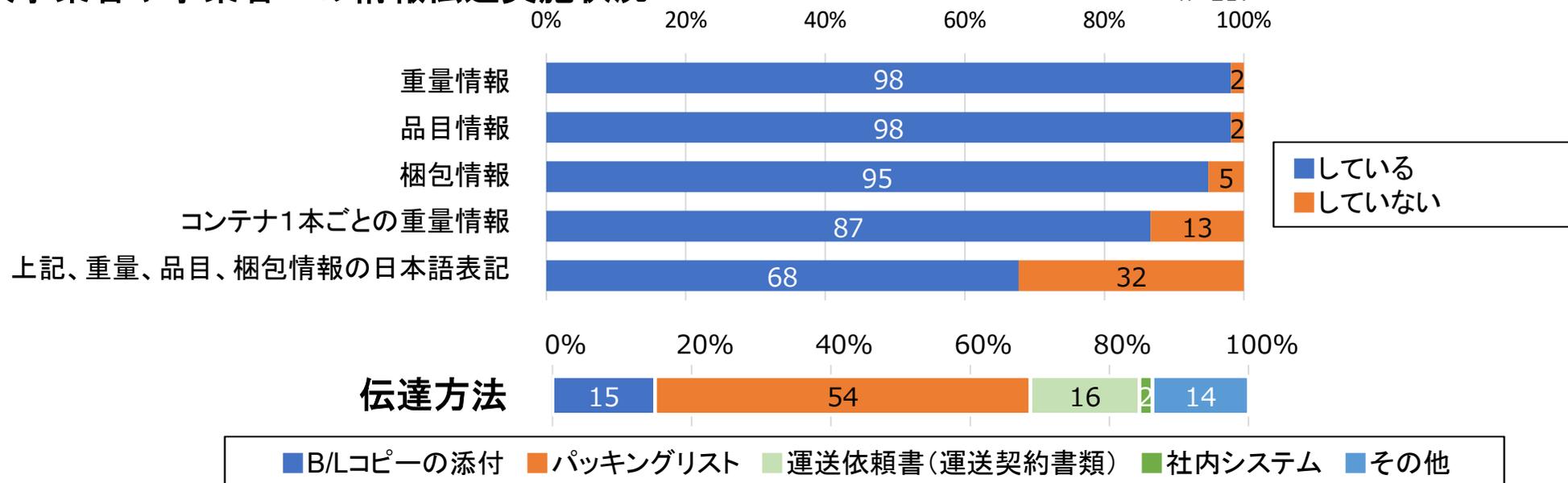
【運転者】



情報伝達の実施状況、伝達方法（荷主等 ⇒ 事業者）

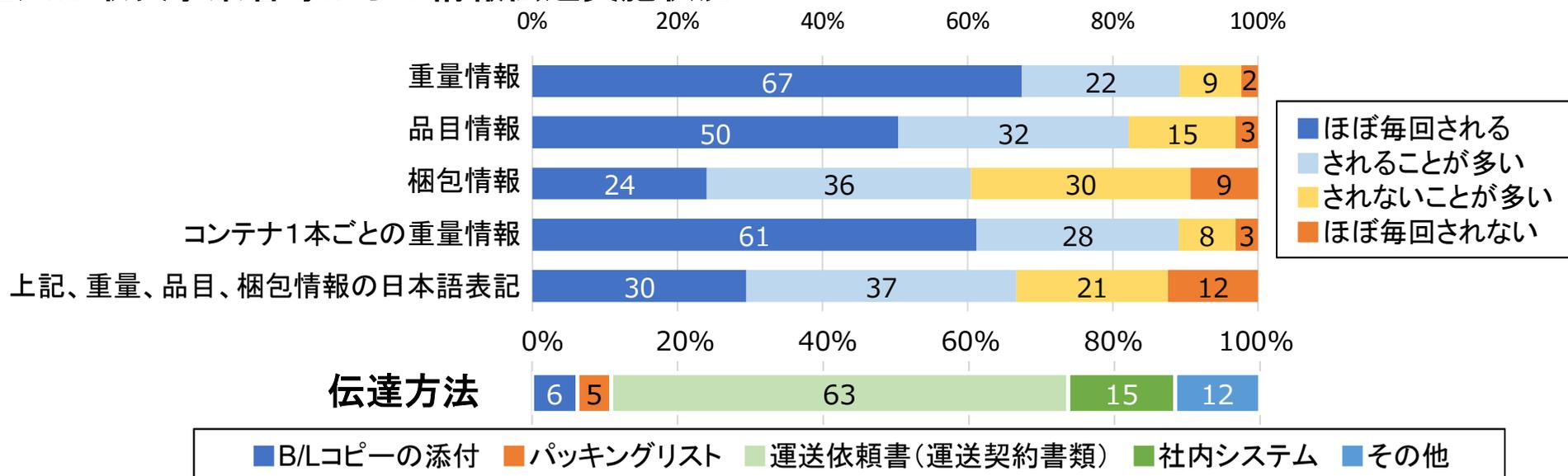
【荷主】取次事業者や事業者への情報伝達実施状況

n=217



【事業者】荷主又は取次事業者等からの情報伝達実施状況

n=129



■ 情報伝達を「していない」「されない」と回答した項目の障害となっている事柄

【荷主】

- ・ 決まった貨物を運搬するため、慣例的に内容物及び重量以外の情報を伝える必要がない。
- ・ 商社・フォワーダーに輸送業務を代行しているため、トラック事業者に直接情報伝達はしていない。
- ・ 危険物内容に関する表示は行い、関係部門と連絡を取るための連絡網は準備はしているが、イエローカードの運用はできていない。

【事業者】

[運搬内容が既知の場合]

- ・ 定期で決まった貨物の運搬が多いため、都度の確認はしていない。
- ・ 毎回ほぼ同じ荷主・貨物であるため。

[依頼主へ要求しづらい]

- ・ 従来から情報伝達が徹底されていなかった場合に、あらためて要求することは難しい。
- ・ 過去に要求したことがあったが、対応してもらえなかったため。
- ・ 現場の負担になると思うから。問い合わせをすることで迷惑がられるため。

[依頼主も情報を持っていない場合]

- ・ コンテナ内の積み付け状態の把握は、荷主自体でもできていないことが多い。
- ・ 品目や重量は明示されているが、梱包情報は依頼側の担当者も知らないことが多い。
- ・ 運送依頼主から事業者までの間に何社か挟まっており、どこかで情報が止まってしまっている。

[その他]

- ・ 貨物が混載されている場合が多く、その場合は重量のみの伝達となっている。
- ・ 重量以外の情報が無くても運送するのには困らないため。
- ・ 法にて義務化されておらず、強制力がないため。

情報伝達の実施状況、伝達方法（荷主等 ⇒ 事業者）

■ 情報伝達を行うにあたり、特有の取組や工夫点

【荷主】

[伝達すべき情報の把握]

- ・ 現地での積込みに立会い、積載状況の確認を行い、出荷レポートを事前に提出してもらっている。

[情報の抜け漏れを防止する体制・運用]

- ・ 発送元（陸送・海上）から荷受け（陸送）までを総合物流会社等の同一事業者へ委託することで、情報の抜けが起きにくい状況にしている。
- ・ 運送依頼を行う場合は、必ず当社所定のフォーマットに必要な情報を網羅している。

[システムの活用]

- ・ システムにて情報の一元管理を行い、通関業者・輸送業者とEDIで情報の受け渡しをしている。
- ・ フォワーダーと荷主、荷受け先で共有フォルダを利用し情報共有を図っている。
- ・ 社内システムにより貿易明細情報をタイムリーに伝達できるよう工夫している。
- ・ 通関書類をシステムで生成し、自動でメール配信している。

【事業者】

[伝達すべき情報の把握]

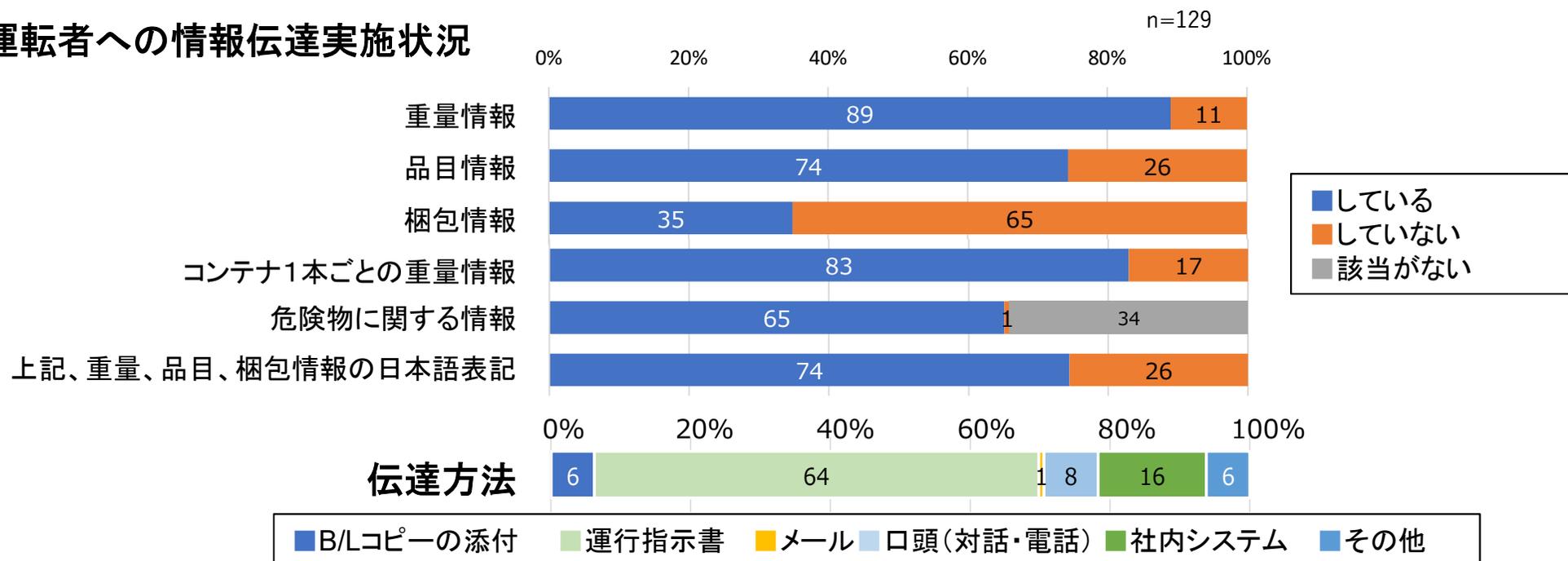
- ・ 重量と偏荷重には特に注意し、分からない場合には必ず聞くようにしている。

[システムの活用]

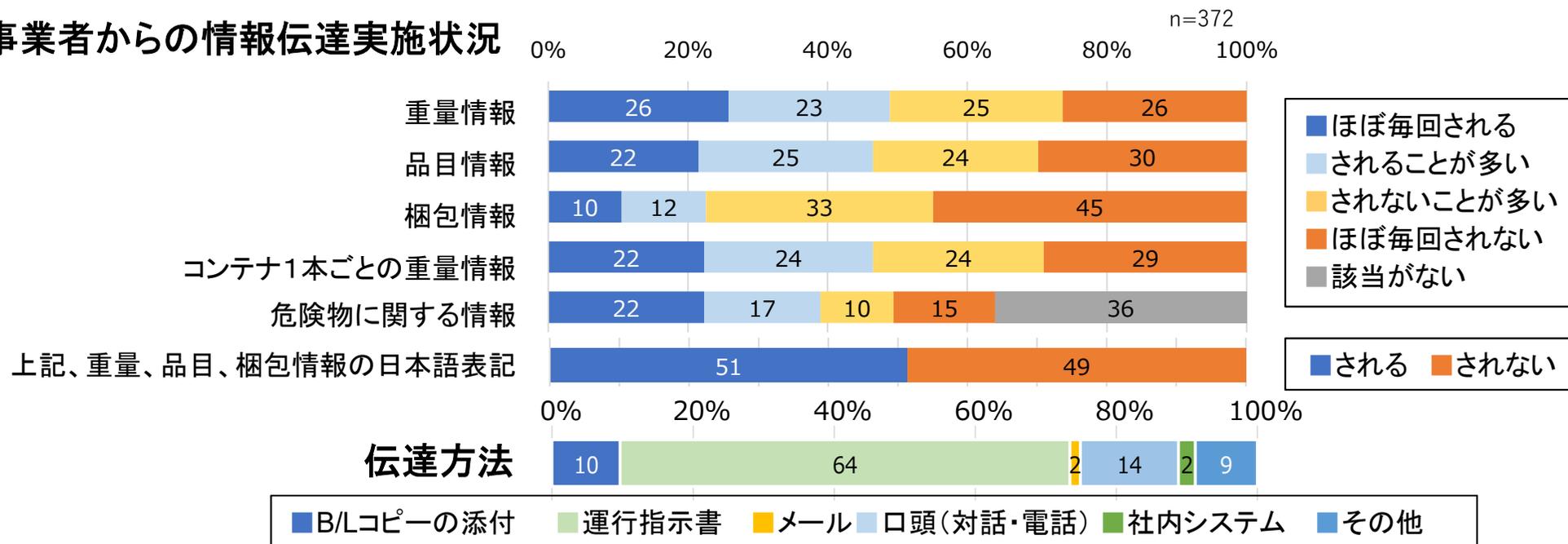
- ・ 海貨業者と共同によるシステムを構築し、安全確保に必要な情報を共有している。
- ・ 取引先と専用端末で電子的に情報伝達を行っている。
- ・ NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）を利用している。

情報伝達の実施状況、伝達方法（事業者 ⇒ 運転者）

【事業者】運転者への情報伝達実施状況



【運転者】事業者からの情報伝達実施状況



情報伝達の実施状況、伝達方法（事業者 ⇒ 運転者）

■ 情報伝達を「していない」「されない」と回答した項目の障害となっている事柄

【事業者】

- ・ 毎回ほぼ同じ荷主・貨物からの依頼であるため。
- ・ 複数コンテナ分の総数量記載となっているため。
- ・ 日本語表記がないため。
- ・ できる限り手配書に記載し伝達しているが、記入できる文字数に制限があり、伝達しきれない。

【運転者】

- ・ 配車係から運転者に口頭で伝達するが、毎日運転者が入れ替わり、正確に伝わっているか不明。
- ・ メール等の活用が積極的に行われていない。
- ・ 日本語に翻訳するのは時間がかかり、実施されていない。
- ・ 会社・事務員も把握していない場合が多い。
- ・ システム導入の資金不足。

■ 情報伝達を行うにあたり、特有の取組や工夫点

【事業者】

- ・ 毎回実施している朝礼にて、運転者に伝達している。また、掲示物等によって案内している。
- ・ システムにて運送依頼書を発行して情報伝達を行うのに加えて、各ドライバーに専用端末を配布し、電子的に情報提供を行っている。
- ・ 運送依頼書の内容をメールにてドライバーに送信している。

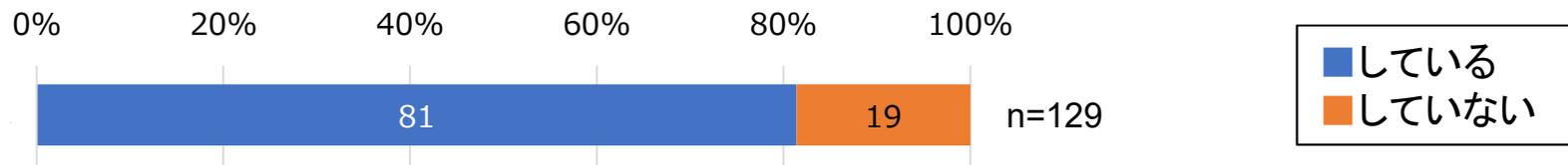
【運転者】

- ・ 無線、専用端末、スマートフォンが配布され、活用している。
- ・ 作業台帳により確認している。

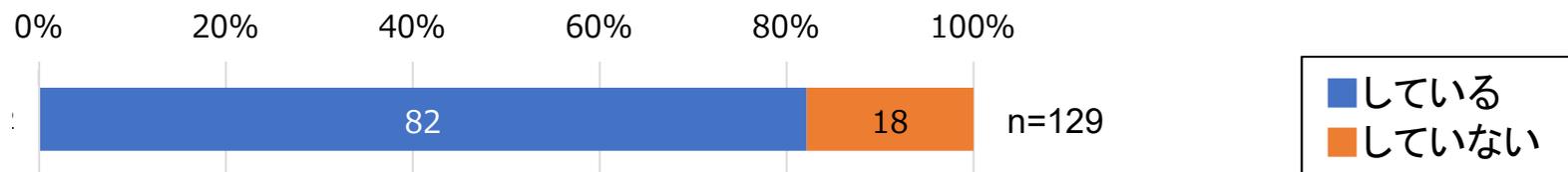
重量、品目、梱包情報が不足している場合の情報要求

【事業者】

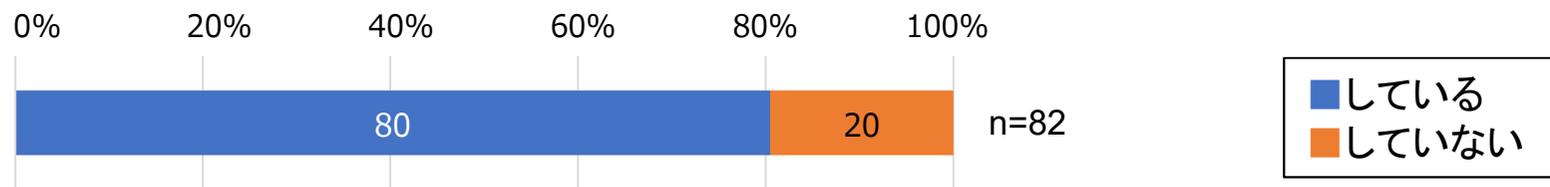
■ 重量、品目、梱包情報等が得られていない場合、荷主又は取次事業者への情報要求



■ 重量、品目、梱包情報等が運送依頼書に入っていない場合、委託元の他のトラック事業者への情報要求

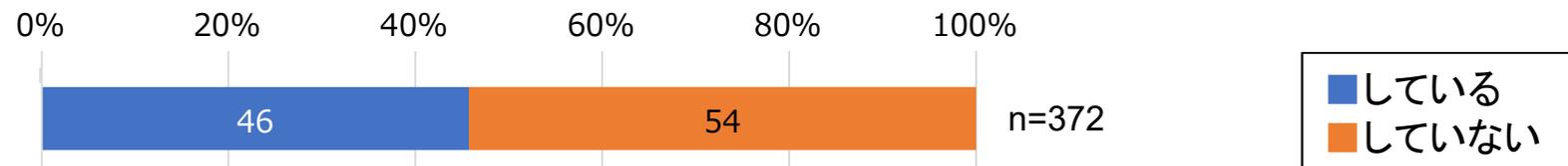


■ 重量、品目、梱包情報等が得られていない場合、委託元の他のトラック事業者への情報要求



【運転者】

■ 重量、品目、梱包情報等が得られていない場合、会社への情報要求



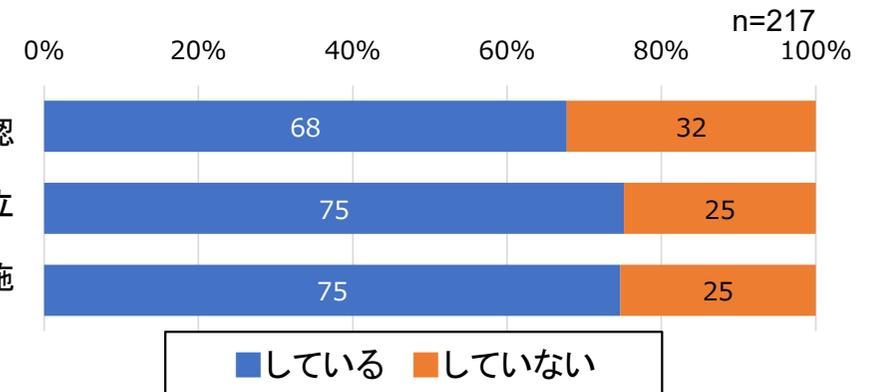
不適切状態にあるコンテナの発見及び是正のための措置

【荷主】

入港前までに、書面にて不適切状態(重量超過や偏荷重等)のおそれがあるコンテナの事前確認

不適切コンテナが発見された際の関係機関との開封・是正のための連絡調整体制の確立

不適切コンテナが発見された際の関係機関との開封・是正のための対応の実施

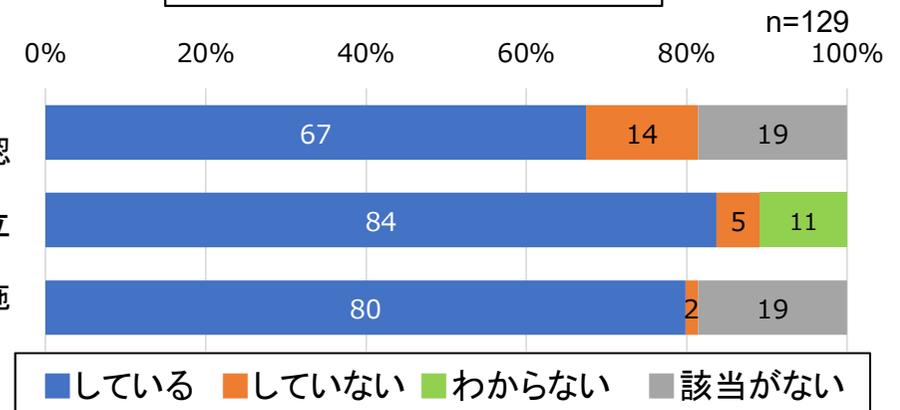


【事業者】

運送前までに不適切状態(重量超過や偏荷重等)のおそれがあるコンテナの事前確認

関係機関との開封・是正のための連絡調整体制の確立

開封・是正のための対応の実施



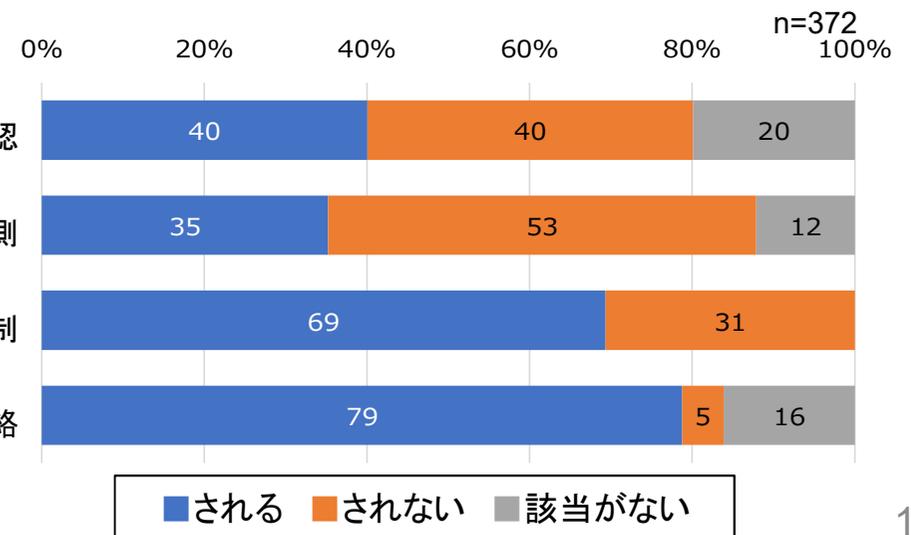
【運転者】

運送前までに書面にて不適切状態(重量超過や偏荷重等)のおそれがあるコンテナの事前確認

車両に傾きのおそれがある場合、メジャーによる傾きの簡易計測

不適切コンテナが発見された際の関係機関との開封・是正のための連絡調整体制

不適切コンテナが発見された際の会社及び関係機関への連絡



【ガイドライン・マニュアルの周知状況について】

- ガイドライン・マニュアルの認知度は、トラック事業者は9割を超えているが、トラック運転者は約6割、荷主は約5割となっている。
- 従業員への周知は、トラック事業者は9割を超えているが、トラック運転者は約5割でありギャップがある。また、荷主は4割に満たない。

【コンテナトレーラの安全運転に関わる取組について】

- 荷主は時間に余裕を持った運送依頼を行っているとの回答が8割を超えている。
- トラック事業者、運転者ともに、メジャーの携行が5割以下となっている。

【コンテナの安全輸送に係る情報伝達の実施状況】

- 特に梱包情報について、荷主から伝達されないと答えるトラック事業者が約4割となっている。さらに事業者から伝達されないと答える運転者が約8割となっている。